

平成21年（不）第2号事件 一 命令の概要 一

1. 事件の概要

(1) 当事者

申立人 X組合

被申立人 Y会社

(2) 申立日

平成21年8月7日

(3) 概要

会社が、①A2組合員の休業補償、業務連絡の円滑な遂行、労働条件の改善、就業規則の整備などを要求事項とした団体交渉において、交渉を一方的に打ち切ったこと、②その後、組合と会社の間で、次の団体交渉に向けて調整を重ねていたさなかに、A2組合員を解雇する旨通告したことが、労働組合法第7条第1号及び第2号に該当する不当労働行為であるとして、X組合が救済を申し立てたものである。

2. 命令の内容（要旨）

- (1) 会社は、A2組合員に対する平成21年9月1日付け解雇がなかったものとして取り扱うとともに、同人に対し、解雇の日から原職に復帰させるまでの間の賃金相当額に年6%を乗じて得た金額を付加した金額を支払わなければならない。
- (2) 会社は、A2組合員に対し、平成21年6月24日から7月3日までの期間について、賃金相当額の60%に年6%を乗じて得た金額を付加した金額を、そして同年7月4日から8月31日までの期間について、賃金相当額に年6%を乗じて得た金額を付加した金額を支払わなければならない。
- (3) 会社は、組合が交渉を求める議題に関し、組合と誠実に団体交渉をしなければならない。
- (4) 誓約文の手交及び掲示
- (5) その他の申立ては棄却する。

3. 判断の要旨

- (1) 団体交渉における会社の態度は、誠実なものとはいえず、労働組合法第7条第2号の団体交渉拒否に該当するか。

組合が団体交渉を申し入れた際、B2専務は受取りを拒否した。また、第1回団体交渉においてB2専務は、代表取締役がいないので、今日は話を聞くだけで、後日文書で回答するなど述べたのみで、1時間後に予定の時間が来たとして退席した。その後、組合に対し、代表取締役名の「回答文」とB2専務名の「回答書」が送付されたが、その内容は、要求事項の大部分を十分な根拠を示すことなく拒否するものであり、要求事項に対する回答としてとうてい十分なものであったとはいえなかった。第2回団体交渉においてもB2専務のみが出席し、交渉時間を1時間と区切り、また、要求事項に正面から答えるものでなく、誠実な態度とはいえなかった。

また、その後、組合は再三団体交渉の開催を申し入れたが、開催されることはなかった。

以上のことから、会社は、組合が求める団体交渉について誠実に対応したとは認められず、会社の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

(2) 会社によるA2組合員の解雇等は、労働組合に加入したこと若しくは労働組合の正当な行為をしたことの故をもってなされた、労働組合法第7条第1号の不利益取扱いに該当するか。

会社は、A2組合員に対する予告解雇は、A2組合員の度重なる就業規則・業務命令違反及び法規に違反する非違行為から職務不適格と判断して行ったもので正当であり、社会通念上も相当であって、何ら不当労働行為となるものではないと主張するが、解雇理由として挙げられた、法律で禁止されている車両の不正改造行為など7つの事由は、いずれも事実として認められないか、若しくは事実であっても、解雇の理由になるとまではいえない軽微なものであり、これらの事由にもとづく解雇は、全体として相当な根拠を欠くものというべきである。

B2専務が組合を嫌悪していたことは、組合が団体交渉を申し入れた際にB2専務が申入書の受取りを拒否したことや、その後の団体交渉における態度からして明らかである。

また、B2専務がA2組合員の組合加入に嫌悪の情を抱いていたことは、B2専務がA2組合員に、「おたくに情かけてやとった事が間違えでした」とのメールを送っていること、A2組合員に「組合なんか入りやがって、奈良県で仕事できへんようにしたる。」と述べていた事実からも明らかである。

そして、本件解雇は、2回の団体交渉やその後の団体交渉の申入れが頻繁になされていた時期になされたのである。

以上のことから、本件解雇が、A2組合員の組合加入及び団体交渉参加という組合活動を理由としてなされた不利益取扱いに該当することは、明らかである。

(3) 車両が故障した日から解雇に至るまでの賃金不払いは、不利益取扱いに該当するか。

会社は、A2組合員が乗務車両を不正改造したことが原因で故障したと主張するが、本件の改造と故障との因果関係は疎明されていない。そうすると、車両の故障による就労不能は、労働基準法第26条にいう「使用者の責に帰すべき事由」に該当するというべきであり、会社は本来、A2組合員に、平均賃金の60%に相当する休業手当を支払うべきであった。

そして、会社が上記のとおり、組合及びA2組合員の組合加入、さらに団体交渉という組合活動に強い嫌悪感を抱いていたことを考え合わせると、会社がこの期間中の休業手当をA2組合員に支払わなかったことは、労働組合法第7条第1号の不利益取扱いに該当するといわざるをえない。

また、車両の修理が終わり、A2組合員の就労が可能な状態となって、A2組合員が再三就労を申し入れたにもかかわらず、会社はA2組合員を就労させず、賃金を支払わなかったことは、B2専務の上記の組合及びA2組合員に対する態度からして、やはり労働組合法第7条第1号に該当する不利益取扱いに該当するといわなければならない。